

平成28年第17回教育委員会定例会

開会年月日 平成28年9月9日(金)
場 所 教育委員会室

出席者 教育委員会 教育長 河 口 浩
同 委 員 安 藏 誠 市
同 委 員 外 松 和 子
同 委 員 長 島 良 介
同 委 員 坂 口 節 子

議 題

1 陳情

- (1) 平成19年陳情第4号 「八の釜の湧き水」と憩いの森の消失に関する陳情について〔継続審議〕
- (2) 平成23年陳情第4号 災害時と放射能対策に関する陳情書〔継続審議〕
- (3) 平成23年陳情第19号 都市計画道路に伴い大泉第二中学校が直面している問題に関する陳情書〔継続審議〕
- (4) 平成23年陳情第20号 子ども達を放射能汚染、特に内部被曝から守るための陳情書〔継続審議〕
- (5) 平成25年陳情第8号 「大泉第二中学校を分断する道路計画(素案)の撤回・見直しを求める」陳情書〔継続審議〕
- (6) 平成25年陳情第9号 都市計画道路補助135号線の整備計画(素案)の抜本的見直しを求める陳情〔継続審議〕
- (7) 平成26年陳情第1号 都市計画道路補助第135号線整備計画(素案)の撤回を求める陳情〔継続審議〕
- (8) 平成26年陳情第2号 特別支援学級での肢体不自由児への対応を求めることについて〔継続審議〕
- (9) 平成27年陳情第6号 情緒障害等通級指導学級での指導の存続と情緒障害児教育の充実・発展を求める陳情〔継続審議〕
- (10) 平成27年陳情第9号 区立小中学校への「学校司書」配置を求める陳情書〔継続審議〕

2 協議

- (1) 平成28年度教育に関する事務の管理等に係る点検・評価について〔継続審議〕

3 報告

- (1) 教育長報告

平成27年度練馬区立小中学校における暴力行為・いじめ・不登校の状況について
 練馬区の不登校対策の現状と今後の対策
 平成27年度適応指導教室利用状況および教育相談室の不登校相談件数について
 平成28年度不登校児童生徒への支援に関する文部科学省モデル事業の実施について
 平成28年度練馬区文化財の指定に係る諮問について
 平成27年度歳入歳出決算について
 その他
 その他

開 会 午前 10時00分
 閉 会 午前 11時30分

会議に出席した者の職・氏名

教育振興部長	大 羽 康 弘
こども家庭部長	堀 和 夫
教育振興部参事教育総務課長事務取扱	櫻 井 和 之
教育振興部教育施策課長	中 島 祐 二
同 学務課長	山 崎 泰
同 施設給食課長	竹 内 康 雄
同 教育指導課長	芝 田 智 昭
同 副参事（教育政策特命担当）	金 木 圭 一
同 学校教育支援センター所長	風 間 康 子
同 光が丘図書館長	桑 原 修
こども家庭部子育て支援課長	鳥 井 一 弥
同 こども施策企画課長	橋 間 亮 二
同 保育課長	三 浦 康 彰
同 保育計画調整課長	近 野 建 一
同 青少年課長	加 藤 信 良
同 練馬子ども家庭支援センター所長	宮 原 惠 子
地域文化部長	木 村 勝 巳

教育長

ただいまから平成28年第17回教育委員会定例会を開催する。本日は傍聴の方が2名いらしている。

それでは、初めに、本日の会議の進め方についてお諮りする。本日の案件は、陳情10件、協議1件、教育長報告6件である。

報告の 番については、組織改正により区長部局に補助執行をお願いしている文化財の案件である。所管部長である木村地域文化部長に出席いただいているので、最初にこ

の案件を行いたいと思うが、よろしいか。

委員一同

はい。

教育長

では、報告の 番を案件の最初に行う。

平成 28 年度練馬区文化財の指定に係る諮問について

教育長

では、案件に入る。

初めに、教育長報告である。今、申し上げた教育長報告の 番を最初に行わせていただく。

では、木村地域文化部長、説明をお願いします。

地域文化部長

資料に基づき説明

教育長

審議会に文化財の指定の諮問を行ったということで、報告があった。何かご質問、ご意見はあるか。

坂口委員

田中家の大事な資料で設計図もあるが、この田中家の家、建物はあるのか。

地域文化部長

今、この建物はなく、新しい建物に建てかわっている。

坂口委員

わかった。

教育長

設計図があるということが貴重な当時の様子をよくあらわしていると思う。

外松委員

今、説明していただいたように、江戸時代、練馬区に種子屋があって、地域のいろいろな産業を支えていたということを、数々の資料からうかがい知ることができる。本当に貴重な資料だと思うので、よろしいかと思う。

教育長

ほか、よろしいか。

諮問であるので、審議会で十分ご審議いただき、また答申をいただければと思う。

それでは、地域文化部長にはお忙しいところ、ご出席いただきありがとうございます。どうぞ事務手続をよろしく願います。

では、ほかの教育長報告は、後ほど行わせていただく。

(地域文化部長退室)

1 陳情

- (1) 平成19年陳情第4号 「八の釜の湧き水」と憩いの森の消失に関する陳情について〔継続審議〕
- (2) 平成23年陳情第4号 災害時と放射能対策に関する陳情書〔継続審議〕
- (3) 平成23年陳情第19号 都市計画道路に伴い大泉第二中学校が直面している問題に関する陳情書〔継続審議〕
- (4) 平成23年陳情第20号 子ども達を放射能汚染、特に内部被曝から守るための陳情書〔継続審議〕
- (5) 平成25年陳情第8号 「大泉第二中学校を分断する道路計画(素案)の撤回・見直しを求める」陳情書〔継続審議〕
- (6) 平成25年陳情第9号 都市計画道路補助135号線の整備計画(素案)の抜本的見直しを求める陳情〔継続審議〕
- (7) 平成26年陳情第1号 都市計画道路補助第135号線整備計画(素案)の撤回を求める陳情〔継続審議〕
- (8) 平成26年陳情第2号 特別支援学級での肢体不自由児への対応を求めることについて〔継続審議〕
- (9) 平成27年陳情第6号 情緒障害等通級指導学級での指導の存続と情緒障害児教育の充実・発展を求める陳情〔継続審議〕
- (10) 平成27年陳情第9号 区立小中学校への「学校司書」配置を求める陳情書〔継続審議〕

教育長

次に、陳情案件である。

継続審議中の10件の陳情については、事務局より新たに報告される事項や大きな状況の変化はないと聞いている。したがって、本日は継続としたいと思うが、よろしいか。

委員一同

はい。

教育長

では、そのようにさせていただきます。

協議（１）平成２８年度教育に関する事務の管理等に係る点検・評価について〔継続審議〕

教育長

協議案件である。

協議（１）「平成２８年度教育に関する事務の管理等に係る点検・評価について」この協議案件についても、本日のところは継続とし、次回以降に協議を行いたいと思うが、よろしいか。

委員一同

はい。

教育長

では、継続とさせていただきます。

平成２７年度練馬区立小中学校における暴力行為・いじめ・不登校の状況について

練馬区の不登校対策の現状と今後の対策

平成２７年度適応指導教室利用状況および教育相談室の不登校相談件数について

平成２８年度不登校児童生徒への支援に関する文部科学省モデル事業の実施について

平成２７年度歳入歳出決算について

その他

その他

教育長

次に、教育長報告である。

先ほど 番を行ったので、残りの報告について行う。

報告の 番から 番までは、前回、８月２６日に開催された第１６回の教育委員会定例会において、資料の説明のみを行わせていただいた。

前回の定例会では、質疑が終わらなかったため、本日は報告の 番から 番までに關する質疑から行いたいと思う。関連する内容のものなので、まとめて行いたい。

それでは、お手元に前回の資料７、８、９、１０をご用意いただきたい。思い返していただきたいのだが、資料７で昨年度の小中学校における暴力行為・いじめ・不登校の状況について説明した後、資料９で学校教育支援センターにおける適応指導教室の状況、あるいは、教育相談室の不登校相談件数等について説明をさせていただいた。そして、資料８でこれからの不登校対策の進め方について説明をさせていただき、さらに、文部科学省モデル事業の実施について説明をさせていただいた。

何かご質問、ご意見があれば、お寄せいただければと思うが、いかがか。

外松委員

感想になるが、資料７の４ページ、（４）の「いじめ発見のきっかけ」というところを拝見すると、アンケートの占める割合がかなり高い。アンケートを実施することで、ア

ンケートから児童生徒の実態をつかむことができるので、アンケートというものは非常に大切なのだということを資料から感じた。

教育長

アンケートのことで何か事務局あるか。

教育振興部副参事

いじめのアンケートについては6月、11月、2月の年3回、教育委員会から各小中学校をお願いをしているところである。

また、このアンケートのみならず、毎月、何らかの方法で子供たちのいじめの状態について確認をしたり、相談できる体制を整えたりと、学校独自にアンケートをつくって実施しているところもある。現在、小学校5年生と中学校1年生を対象にスクールカウンセラーによる全員面接を行うことで、いじめの実態把握を行っているところである。

外松委員

ありがとう。

教育長

ほかに、いかがか。

坂口委員

資料7を全部拝見した。一番最初の調査方法が質問紙調査となっているが、この回答は、どなたか学校の副校長先生なりがまとめるのか。学校で、このようなアンケートを行ったり、発見をしたという事実をまとめて把握している方はどなたになるのか。

教育振興部副参事

各学校に生活指導主任がいる。この調査については、生活指導主任を中心に情報を集約している。そして、副校長も情報集約をしているので、きちんと報告を管理職に上げて、管理職が確認の上、校長が最後に確認した上で提出するが、1年間ずっと継続的に状況を把握しておかなければいけないので、生活指導主任を中心に行っていく。

教育長

よろしいか。

坂口委員

多分そうだと思う。アンケートのときだけではなくて、ふだんから学校でいじめや不登校等には、いつも気にかけているのだろうと思う。その集約の数なのか。

教育振興部副参事

先ほどいじめのアンケートの話させていただいたが、6月、11月、2月に同様に

いじめ・不登校の状況、また、暴力行為等について、同じように教育委員会から調査をしているので、それらを加筆していく形で、学校で集約をしておいて、そして、1年間という形でまとめている。

坂口委員

わかった。ありがとう。

教育長

ほかに、いかがか。

坂口委員

スクールカウンセラーによる全員面接は、小学校5年生と中学2年生であったか。

教育振興部副参事

小学校5年生と中学1年生である。

坂口委員

というのは、全員面接というのかなりの時間である。子供にどのぐらいの時間をかけて、実際にはどのような質問をしているのか。例えば、5ページに「誰にも相談していない」という数字が上がってきているのを見ると、どのぐらいの話し合いがあって、実際はどのように行っているのかと思った。

教育振興部副参事

スクールカウンセラーについては、各学校に1週間に1回程度、配置している。その中で、児童生徒数が学校によってかなり差がある。このため取組方法については、1人ずつ面接をしている学校もあれば、複数で対応している学校もある。その際に、まずは「何か困ったことがあったりしたら、私が相談できる相手である」と知らせることが、まず第一の目的となっている。

その中で、困ったことや日常生活の中で何か不安なことなどが無いかどうかなどを聞き取る。ただ、集団対1の面接になると、なかなかそこまで細かいことは言えないので、そこで顔つなぎをして、「何かあれば相談室にいらっしゃい」という形で行っているところである。

坂口委員

ぜひ子供たちのカウンセリングを受けた後の感想を知りたい。どの程度の信頼をつくり上げているのかなど、それは数字には出てこないかもしれないが、子供たちの声を聞きたい気がする。私も全員面接ということを知らなかったのだ。

教育指導課長

私は3月まで小学校の校長を務めていたので、実際に全員面接を行っていた。私の学

校は小規模校だったので、週1回来るスクールカウンセラーと1対1での面接が可能であった。ただ、週1回では全員は終わらないので、何月か月を決めて、何週間かにわたり実施していた。終わってからの子供たちの反応は、あまり大きな反応はないが、それをきっかけにして、スクールカウンセラーが来る曜日に相談室を訪れる子供も何人かいるという変化は見られた。

ただ、副参事が先ほど申し上げたように、教員以外で相談できる人がいるのだということの子供に確認というか認識させるには、非常に効果的な方法だと考えている。

長島委員

子供たちはいじめのことをスクールカウンセラーの方に相談に来るといふことか。

教育指導課長

友人関係のトラブルを相談する子もいたようである。また、家庭の話を相談する子もいたようだ。あるいは、特に悩み事はないとスクールカウンセラーに伝える子もいたので、子供によってスクールカウンセラーとの接し方は違っていた。

教育振興部副参事

資料7の5ページをごらんいただきたい。「いじめられた児童生徒の相談状況」が複数回答になっているが、上から4つ目の項目に、「スクールカウンセラー等の相談員に相談」という件数がある。昨年度でいうと、小学校で31件、中学校で24件である。

練馬区では、心のふれあい相談員も配置をしているので、スクールカウンセラー等の中に、心のふれあい相談員に相談した件数も含まれている。

学校教育支援センター所長

スクールカウンセラーへの子供の相談状況として、例えば、小学校だと、一番多いのは話し相手という形になっているが、次は友人関係、友人問題の相談、それから、長期欠席や問題行動等についての相談が多い状況である。

中学校になると、長期欠席や不登校に関する相談が多く、その次に多いのは話し相手、また、情緒不安定な状況についての相談である。いじめをスクールカウンセラーにストレートに相談するというよりも、周辺のところを相談している状況が多いことが、統計データからうかがえる。

教育長

ほかに、いかがか。

外松委員

学校教育支援センター所長の話を知って、いじめに限らず、自分の気持ちを担任以外に話しているという実態があって、それはなかなか子供たちにとってはよいことだと感じた。

資料7だけに限らず、8にも関係してしまうかもしれないが、資料を見ていると、ま

ず、小学校の不登校児童が、近年では1年生からいるし、それから、2年生になると、小学校1年生の2倍ぐらいの不登校の数になっている。そして、その後は学年が上がるごとに、どんどん増えているのが近年の現状である。だから、低学年でこれだけ不登校が発生してきていることを考えると、これからは小学校入学以前の子供や家庭の様子も把握していくことで、小学校低学年の不登校を解消するヒントを、もしかしたら得ることができるのではと思った。

それから、小学校高学年や中学校であるが、練馬区の現在の不登校全体の要因の分析の表を拝見すると、無気力が非常に最近は多くなっているから、本人や家庭にかかわることがかなりの要因になっていることが資料からうかがえる。ここ数年の現状を、かかわっている専門の方々が、どのように捉えているのか、もしわかれば教えていただきたい。今日でなくてもよいが、最近の様子や兆候を専門の方々はどのように捉えているか機会があれば教えていただきたい。

教育振興部副参事

この調査の全国的な結果については、まだ出ていない。その状況を踏まえながら、分析をさらに進めていきたいと思う。今、外松委員から指摘があったように、小学校入学前、家庭にかかわる部分も多いのではないかと。

実際に、資料7の7ページ上段が小学校、下段が中学校になっているが、不登校の区分で見ていただくと、「家庭に係る状況」が小学校で106件、中学校で110件という状況で、これらは小中学校合わせて35.4%の不登校の要因を占めていると分析している。家庭支援ということも含めて、不登校対策については考えていかなければいけないと捉えている。

外松委員

わかった。ありがとう。

教育長

ほか、いかがか。

長島委員

資料7の4ページの「いじめの発見のきっかけ」のところでは、これだけ発見されているが、資料7の7ページの「不登校の要因」のところでは、「いじめ」の欄がゼロになっているのに違和感を感じる。これはどういうことか。

教育振興部副参事

「不登校の要因」で、不登校になった主な原因、きっかけとして学校が捉えているときに、いじめが原因でずっと不登校になってしまっている子供はいないという回答をいただいている。しかし、いじめられた子供たちの解消率等を見ると、まだ解消していない、継続中であるといった回答もあるので、それについては、今年度になっても継続して対応し、解消しているケースもある。ただし、まだ見守って指導を続けている状況も

ある。しかし、暴力的な行為がいじめとして起きているところは減ってきたと学校から回答は得ている。

長島委員

「いじめを除く友人関係をめぐる問題」のところは、小学校も中学校も多いが、「いじめを除く」の境目はどうやって決めているのか。

教育振興部副参事

いじめというのは、いじめられた側がいじめであると認識したところで、そこでいじめと認定していく。これは練馬区がいじめ問題の方針でも示しているところである。そういった訴えではなくて、なかなか仲間に入れないとか、クラスの中で過ごしていくときに、自分からどのようにかかわったらよいかわからない等があたる。このあたりが資料8で今回、示させていただいたが、「いじめを除く友人関係をめぐる問題」として、不登校の要因の約24%を占めている。

7ページの3の(3)に示させていただいたが、人間関係づくりをどのように行っていくとよいかという部分が、もともと培われていない状況が生まれているのではないかと推測している。小学校、中学校の特別活動、学級活動の中に、望ましい人間関係の構築という項目がある。これらを核にしながら、授業をどう行っていくかということを考えていきたいと思っている。

教育長

ほかにどうぞ。

長島委員

難しい。

教育長

難しい問題である。

外松委員

感想になるが、副参事から話があったように、望ましい人間関係の構築、まさにそこが課題になっている子供たちの現状がある。それはとても大切なことだと思う。

もう一つの資料10の文部科学省のモデル事業のことであるが、このようなモデル事業が行われることは、本当にありがたいと思う。しかも、小学生の段階で子供が不登校になってしまった。それは保護者にしたら、精神的なものは、なかなかはかりがたいものがあると思う。とにかく我が子がフリーマインドに登校するまでには、幾つものハードルがあって、それを越えて登録手続きをしても実際には、子供が教室に通えなくなってしまったなどの現状が多々あるのではないかと思う。

小学生の不登校児童は、資料を見ると、現在のところ200名弱いる。適応指導教室に参加できればよいが、逆に、登室できないでいる多くの子供を抱えた家庭のこともあ

わせて、この事業はよいと思った。そのような子供たちや家庭に対してはどうかしらよ
いのだろうと思ってしまう。

感想じみたことになってしまって済まない。

学校教育支援センター所長

今、モデル事業を実施している。家庭訪問をさせていただくので、当然、学校と連携
するが、なかなか先ほどの資料7でもあったように、家庭に課題があり、学校から今の
段階で訪問はやめてほしいと言われることもある。学校と連携をとりながら進めている
が、学校のほうで保護者に対応している関係で、学校教育支援センターからのアウトリ
ーチはやめてもらいたいとか、逆に、関係機関と連携をとって、家庭を訪問してもらい
たい等いろいろな場合がある。適応指導教室でも、この事業を行うことで、学校との連
携を密にとらせていただいて、家庭状況も踏まえた形で、なぜ来られないのか、どうし
たら来られるのかを考えながら実施している。

それとあわせて、スクールソーシャルワーク事業も、不登校の子供への支援が非常に
大きい中で、保護者との関係も不登校の要因として大きい部分があるので、関係を保ち
つつ、子供と保護者との関係を調整しながら、どうしたら学校に来られるようになるの
かというところを今、対応している状況である。

そのような意味で、学校教育支援センターの事業は、今行っているスクールソーシャ
ルワーク事業にしても、アウトリーチの事業にしても、子供だけに着目をしていただけ
では問題が解決しない。家庭への支援も行いつつ、必要に応じて関係機関や練馬区のほか
の社会資源との連携等も視野に入れなければ、問題が解決しない状況になっている。

教育振興部副参事

今、学校教育支援センター所長から話があったが、外松委員から話があったように、
フリーマインドに登録していれば、このような事業があるが、資料9で不登校の適応指
導教室の利用状況を見ると、登録者は64人である。不登校は200人弱、小学校では
いるので、3分の2、もしくは4分の3ぐらいしかまだかかわれていない。

そうしたときに、適応指導教室だけでなく、ほかに社会とつながる仕組み、学校復帰
ももちろんだが、学校復帰の前に誰かとつながる仕組みを整えていかなければいけない
のではないか。そういった観点からすると、まだまだつながれていない子供たちがいる
ので、不登校対策については、大きく考えていきたいと思っている。

長島委員

家庭とのかわりも大事だと思うが、先生方の指導により、子供が個々に居場所をみ
つけ、自己肯定感を高めていけることが必要だと思う。そのためには、担任の先生がど
のような指導をしていけばよいかということを具体的に先生方に対して情報共有してい
く、教育などはしているのか。

教育振興部副参事

不登校については、未然防止、まず、不登校を生まないということ、そして、初期対

応、例えば、欠席が二、三日続いたり、遅刻が多くなって来たといったときに対応するのが初期対応である。今の不登校対策の多くは、再登校支援、30日以上欠席者に対して登校する、そして、学校復帰を目指すところになっている。未然防止に関しては、先ほどお話ししたとおり、人間関係形成をどう育てるかということに、今後、力を入れていかなければいけない。

ただ、例えば小学校でいえば、縦割り班活動などを行いながら、異学年と交流する中で、人とどうかかわっていくかということをして既にしている学校は多くある。それから例えば、「この教室の中にあなたがいていいんだ、あなたの居場所があるのだ」ということを、どうメッセージとして発信していくかがとても大事ではないかと思っている。

そのためには、子供たちの思いを受けとめることが大事になってくると思う。初任者研修から2年次、3年次の研修、10年次の経験者研修、また、生活指導の担当者研修、いじめ・不登校対応研修とさまざまな研修の中で、そういったことについては、こちらからもメッセージを発信しているところである。

また、初期対応については、ここが一番の肝になるが、3日連続で欠席したら、家庭訪問をして原因確認を行う。これは安全面のことも当然あるが、不登校対策だと、どうしても待つという、登校刺激を与えないほうがよいのではないかという議論が過去にもあった。しかし、待っているだけでは不登校は減っていかない。

子供との関係づくりを行いながら、そして家庭とかかわりながら、入っていく。担任が行っているこれらのことを組織で行っていくことが大事だと思っている。さらに、小学校であったことを、今度は中学校にどうつないでいくかということが大事ではないかと考えている。このあたりについても、今後、不登校対策の中で、さらに考えていきたいと思っている。

学校教育支援センター所長

教員の研修という点については、夏休みの時期を使って、学校教育支援センターで教育相談研修という形で今まで38回、今年度は行った。1,200名を超える先生たちに出席していただいて、昨年の1.8倍ぐらいの出席率となった。そこではソーシャルスキルトレーニングだったり、アンガーマネジメントだったり、心理系の専門の大学の先生や臨床心理士を呼び、座学だけでなく、グループワークのような形式でも研修を行った。先生方も参加の意欲がとてもある状況の中で、練馬区としても、心理面の部分で必要となるような研修の体制を今、とっている状況である。

外松委員

今の話に関連して、先ほどの不登校の話に限らず、今の子供たちには人間関係の構築が非常に大事である。その1つとして、学校によっては縦割り活動を行っているところもあるという話が先ほどあったが、縦割り活動が全てではないとももちろん思う。しかし、縦割り活動を何年間か、教育活動の中で実施している学校は、ほかの学校に比べると、不登校の出現率が低いということは実際にあるのか。それが全てではないので難しいとは思いますが、家庭もかなり関係していることが、この資料を拝見するとわかるが、いかがか。

教育振興部副参事

縦割り班活動を何校で、どのように行っているかということまでは、現在のところ、把握はできていない。しかし、今後、不登校対策の分析を進めるときに、各学校のそれぞれの不登校のデータがあるので、そのあたりを加味しながら、関連性があるのかということも分析して探っていきたいと思う。

外松委員

縦割り活動をやっているところは、逆にいじめなども少ないということも、もしかしたら関係しているかもしれない。ありがとう。

教育長

ほか、いかがか。

坂口委員

資料7の8ページに「不登校となった直接のきっかけ」の表があるが、「学校生活での影響」や「家庭生活での影響」のほかにも、「本人の問題」がある。本人が無気力であったり、不安など情緒的な混乱が、この表を見ても一番数字が多い。1,200人の先生がどれだけ不登校の問題について熱心に取り組んでいるか、報告を伺って非常に感じられる。それでも、本人を何とかすることは非常に難しいと思う。

学校を挙げて、研究会で居場所づくりに取り組んだり、子供が自分の人間関係をつくらうとか、また勉強しようという意欲をもたせることは、今の学校教育の中の大変大きなテーマだと思う。中学校の3年生が400人以上ということは、その方々が高校に進学したとしても、その後の社会生活できちんと自立できる人間に育っていくのかということ、大きな問題だと思う。

だから、教育の内容をよくしてくれ、学力を上げてくれ、体力も大事だと言いながら、もう一つは、社会的な大きな問題にかかわっているのが今の教育関係の人たちの課題ではないかと思った。

特に本人が学ぶ意欲を持っていない人たちに強制的な登校刺激は要らない。「いいよ、そこにいたいのなら」と言いつつ、先ほどの発言で、学校や家庭ではなく、もう1人、何かかかわる人がよいとおっしゃってくださった言葉が非常に印象深く思った。私も社会全体がかかわらなければいけないことではないかと思っている。そのような気がする。

外松委員

関連して、今、坂口委員が話されたとおりだと思う。資料7の8ページは数字的なものであるが、最近の不登校のきっかけとして、本人にかかわることが圧倒的に多い傾向がある。それで、本人の陰には、やはり家庭があって、本人だけではなく家庭もろとも対応していかないと、子供たちの不登校が減っていかないという近年の様子が伺える。

中学時代に不登校になっていると、高校でまた新たな学ぶ道を得るのはごくわずかな子供たちだと思う。そのまま、大体それが引きこもりになって成人してしまって、社会

にかかわることができない若者たちをどんどんつくっていくことにもつながっている現状だと思う。何とか本人だけでなく、家庭も含めた不登校という問題を、どのような分野の人たちがかわっていけば、少しでも学校現場だけではなく、不登校の数を減らして、子供たちを社会に出していくことができるのかと考えていかなければいけないと思っている。

長島委員

素朴な質問なのだが、家庭にかかわる状況であるが、育て方以外で、なぜ家庭が不登校の原因になるのかが不思議である。

学校教育支援センター所長

今、不登校の子供と、スクールソーシャルワーク事業でかかわっている中でいうと、保護者の方自体が、例えば、精神的に課題を抱えていて不安定で、子供を学校に送り出せる力がないパターンが結構多い。

長島委員

それは子供が気を使っているのか。

学校教育支援センター所長

そうではなくて、朝、子供が行く時間に母親が起きてあげられなくて、子供の支度もできず、要するに、学校に押し出す力がない。

長島委員

それは小学生についてか。

学校教育支援センター所長

小学生である。あともう一つ課題となっているのは、母親や父親など、保護者の方自身に不登校の経験があり、学校に行くことや学校で子供を学ばせることに対する必要性を、それほど自身も感じていない場合である。低学年の段階で、もう学校ではなくて、例えば、適応指導教室でよいのだと考え、適応指導教室の登録を申し込まれるパターンがある。

中学生になってからについては、小学校の段階から学校に行かない生活をしていると、例えば、意欲を持って中学校から変えようと思って行っても、今度は学力がついていけない。中学校では科目別の内容を深く学ぶようになるため、ついていけずに、やはり学校に行けないという負の連鎖が続いていくことがあると思う。

教育振興部副参事

先ほど、坂口委員から発言のあった資料7の8ページのところであるが、これは一昨年度、26年度までの調査であって、今年度からは7ページのほうの調査に変わった。例えば下段の中学校のところを見ていただきたいのだが、左側の真ん中3つ目の「無気

力の傾向がある」という項目が先ほどの話にかかわると思う。それを右側に見ていただくと、「学業の不振」が無気力で50人対象がいるということになる。

ただ、無気力の傾向についても、例えば出席日数別でまた分類をして、調査を分析していくと、無気力でも登校できている日数がある子供たちはいる。全く来ていない、登校していないという子供ではなく、週当たりによれば、二、三日は休みという状況の子供の中でも無気力な子供はいる。学校に来たときを捉えて、どのようにその子供に支援をしていくかということが大事である。不登校の要因とともに、欠席日数に応じて、例えば30日を超えれば不登校になってしまうので、31日でも調査上は不登校の定義になってしまう。この不登校日数が31日の子供と年間1日も登校できない子供の対応策は変わってくる。そのあたりも今後、同じ不登校とひとくくりにするのではなく、欠席日数ごとに対応できるよう考えていきたい。

教育長

不登校の問題については、幾らでも議論の余地はあって難しい問題だし、また、絶対にこれは取り組んでいかなくてはいけない問題である。教育委員会としても、不登校の問題については、本腰を入れて行うということは、前々から話をしていると思うが、本当にしっかりと行っていきたいと思っている。

不登校の問題については、これからもこの場で何回かに分けて話をする機会があると思うので、今日のところは状況報告をさせていただいたということで、お考えいただきたい。

よろしいか。

委員一同

はい。

教育長

ありがとう。それでは、次の報告に移る。5番は終わったので、6番である。教育総務課長、お願いします。

教育総務課長 他

資料に基づき説明

教育長

決算である。これから議会にかけて了承をいただくわけだが、大体27年度に行った全体像、それから、特に主要な事業の報告ということで、お示しをさせていただいた。いかがか。何かご質問があれば、全体のことでなくても個別でも、ご意見でも結構である。

長島委員

ICTに関する経費の執行率が低かったのはなぜなのか。

教育施策課長

I C Tの整備促進については、予算を計上して契約をした際に、契約で少し予定よりも入札が低かったため執行率が下がったものと分析している。

長島委員

入札が低かったとは、契約金額が下がったということか。

教育施策課長

はい。

教育長

事業の執行自体はしっかりとできたのか。

教育施策課長

事業執行については、当初予定していた学校について整備が進んでいる。予定どおり行っている。

教育長

ほかにいかがか。よろしいか。もしご意見があれば。

外松委員

では、感想になる。練馬区全体の財源の中から、練馬区は本当に多くを教育と子育てに充てていただいているということを非常に感じる。

教育長

区全体の3分の1である。

外松委員

32.4%と本当にたくさん充てていただいている。区民の皆さんもご存じだと思うが、私たちもそのことを知って、しっかりと取り組んでいきたいと思う。

教育長

ありがとう。それではよろしいか。
それでは、その他の報告が1件ある。
教育施策課長、よろしく願います。

教育施策課長

光が丘第四中学校における「教育環境を考える会」の状況について、口頭で報告をさせていただきます。

光が丘第四中学校については、今年度、1・2年生で3学級となって、東京都の教育

人口推計でも今後、同規模で推移する見込みとなっている。

そこで、光が丘第四中学校の「教育環境を考える会」を設置し、保護者、町会の方々と今後の方策について検討する旨、7月20日開催の教育委員会で報告させていただいた。

考える会については、これまで3回開催させていただいた。その中で出た意見についてご報告させていただく。

考える会では、まず、子供たちにとって、よりよい教育環境を第一に考えるべきである。過小規模校の進行により、学校全体の活気が失われていることが懸念される。現1年生の生徒数や来年度以降の入学者数の見通しを考えれば、このまま中学校を存続し、3年間過ごさせることは現実的ではなく、むしろ、閉校して子供たちの活躍の場を広げるなど、よりよい学校生活が送れるようできるだけ早く対応すべきである。また、早期の対応を図るなら、一刻も早く保護者説明会を開催し、説明を行うべきであるなどの意見があった。

教育委員会としては、早期に対応方針案を定め、より多くの方々から意見聴取をする必要があると考えている。

教育長

光が丘第四中学校については、7月20日に教育委員会で報告させていただいたが、非常に生徒の数が少ないということで、部活もままならないような状態になっている。これを受け、危機感を持って考える会というものを立ち上げて、これまで3回行った。今報告があったように、いろいろな意見をいただいた。それらを踏まえて、早急に保護者の皆様方全体に説明会を開きたいと思っている。

また、できるだけ早く対応すべきだという意見も今あったが、あまりいたずらに長く中学校を存続させていても、かえって子供たちにとってはよくないということもあり、できるだけ早く閉校に向けた判断をしていかなければならないと思っている。

いずれにしても、早急に保護者説明会を開かせていただいて、またそれらを踏まえて、最終的にいつごろ閉校するかということについても判断して行きたいと思っている。その際には当然、教育委員会でまた話をさせていただきたいと思っているので、よろしく願います。

何かこの件についてあるか。

安藏委員

考える会のメンバーの中には、保護者の人たちは入っているのか。

教育施策課長

考える会には、保護者の代表の方としてPTAの会長、副会長に参加していただいている。そのほか町会、自治会、あと学校長、学校評議員の方が2名、それと、学校長推薦の方も1名いらっしゃる。

教育長

PTAの方にも入ってもらっているということである。
よろしいか。これについては、当然のことだが、また改めてご報告させていただきたい。

用意した案件は以上である。事務局、その他はあるか。

事務局

特にない。

教育長

では、委員の皆様から何かあるか。よろしいか。
それでは、以上で第17回の教育委員会定例会を終了する。